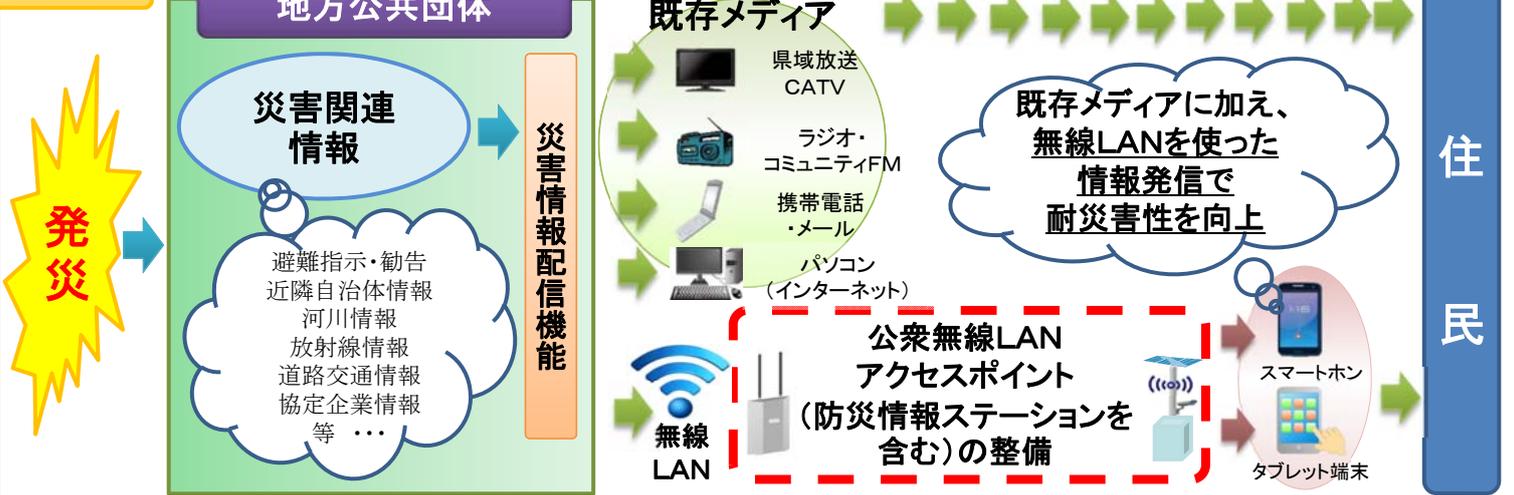


「防災情報ステーション等整備事業」の概要

避難所等に、耐災害性の高い公衆無線LAN環境(防災情報ステーションを含む)の整備等を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助。

- 補助対象先: 緊急避難場所、避難所、役場本庁舎等
- 補助対象: 地方公共団体(補助率1/2)及び第三セクター(補助率1/3)
- 公共・非公共の別: 公共事業

イメージ図



- 防災情報ステーションは、地域のニーズに応じ、必要最小限の機能を実装できるようにすることを想定。
- 整備した公衆無線LAN等は、災害時のみでなく、住民や観光客等による平時の利活用も推進。
- 公衆無線LANと同時に整備する場合に限り、災害情報配信機能の整備費についても補助対象となり得る。

地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

【事業の概要】

地方公共団体、第三セクターの所有するケーブルテレビネットワークについて、防災目的での伝送路設備の多重化を行い、地域の情報通信環境の強靭化を実現する。これにより、災害時等に放送・通信が切断されないような情報伝達システムを形成する。

【事業イメージ】

災害発生時等に地域において重要な情報伝達手段となる地方公共団体、第三セクターのケーブルテレビが所有する放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、有線網切断が想定される箇所等の一部無線化・複線化・ループ化や、監視制御機能の強化を行う事業に対し、その費用の一部を補助する。

- 補助対象** : 市町村(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、第三セクター
- 補助率** : 市町村の単独若しくは連携の場合: 1/2、第三セクターの場合: 1/3
- 補助対象経費** : 伝送路設備、送受信装置、無線アクセス装置、監視制御・測定装置 等

